

# 住宅のリフォーム補助金のご案内

村民の生活環境の質の向上と地域経済対策の一環として、村内の施工業者をお願いして住宅の改修・修繕・増改築等のリフォーム工事を行う村民を対象に工事費の一部を補助します。

## ■該当要件

**対象となる方**：村内に住民票(外国人登録を含む)を有し、居住者全員が村税等を滞納していない方。

**対象住宅**：現に居住している住宅。(賃貸住宅は対象外) 店舗や事務所等併用する住宅は居住部分。

**施工業者**：村内に本社、事業所を有する法人又は村内に住所を有する個人事業主に限る。

## ■対象となる工事

→ 村内の施工業者が行う改修・修繕・増改築等の住宅リフォームで、工事金額が **20万円以上** (消費税込) の工事で、平成28年度末までに工事が完了するもの

### ～対象となる工事～

- 屋根のふき替え・塗装
- 外壁の張替・塗装
- 床・天井・内壁等の内装工事
- 建具・畳・サッシ等の工事
- 台所・浴室・便所等の改修工事 etc

### ～対象とならないもの～

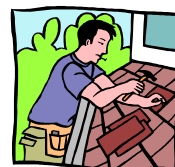
- 住宅の取り壊しのみ工事
- 公共下水道・合併処理浄化槽の工事
- 設備等の機器本体のみの取替え・部品交換費
- 家電製品等の購入費・部品交換費 etc

## ■補助率・補助限度額

→ 対象工事に要する経費の **20%** に相当する額 (上限20万円・千円未満切捨て)

## ■注意事項

- ① 昭和56年5月以前に着工された住宅のリフォーム補助を受ける場合は、松川村住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づく精密耐震診断を受けていることが条件となります。総合評点が0.7未満と診断された住宅はリフォーム補助金を受けることが出来ません。ただし、耐震改修工事をあわせて行う場合には補助金を受けることが出来ます。この場合は、村内の施工業者に限りません。
- ② 平成23年度から平成25年度の間にこの補助金を交付された方は、補助額の確定日から5年を経過しないと補助対象となりません。
- ③ 補助金の交付は、同一住宅及び同一対象者について1回限りとします。
- ④ 補助金交付決定前に着手している工事は対象になりません。



◇リフォームを予定されている方は着工前に下記までご相談ください◇

【お申し込み・お問い合わせ】

松川村役場 総務課総務係 TEL:62-3111/FAX:62-9405